**平成２８年（フ）第３４６号**
神奈川県小田原市栢山2500番地の28　共立第５栢山マンション105、前住所神奈川県小田原市本町２丁目７番16号
債務者　椿　　皆子
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２８年（フ）第９７号**
青森市浪館前田４丁目11番３号
債務者　福士由美子
1　決定年月日時　平成28年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月30日まで
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２８年（フ）第９８号**
青森市浪館前田４丁目11番３号
債務者　福士　勇稀
1　決定年月日時　平成28年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月30日まで
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２８年（フ）第８７号**
青森県弘前市大字蔵主町５番地　アパルトマン鷹揚302号
債務者　宇野　芳美
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月30日まで
青森地方裁判所弘前支部

**平成２８年（フ）第３７１号**
神奈川県平塚市東中原２丁目１番14―３号
債務者　箱田香奈枝
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２８年（フ）第５０号**
山口県周南市扇町１番３―406号
債務者　村上　幸子
1　決定年月日時　平成28年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
山口地方裁判所周南支部

**平成２８年（フ）第５１号**
山口県周南市秋月４丁目６番29号
債務者　石田　祥子
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
山口地方裁判所周南支部

**平成２８年（フ）第５２号**
山口県下松市楠木町１丁目12番１号　伊藤ハイツA102号
債務者　中原　幸惠
1　決定年月日時　平成28年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
山口地方裁判所周南支部

**平成２８年（フ）第２３６号**
熊本市中央区国府４丁目１番59号　フラワーハイム国府202号室
債務者　**葉**山　和英
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２８年（フ）第２７４号**
熊本市中央区帯山２丁目４番30―17号　帯山ハイツ
債務者　立野　理紗
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

## 破産手続廃止

**平成２７年（フ）第６８２５号**
東京都足立区綾瀬２―24―８　日興パレス綾瀬404、商業登記簿上の本店所在地東京都足立区綾瀬２丁目24番８号
破産者　株式会社シライ（旧商号株式会社インクリーストラスト）
1　決定年月日　平成28年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第６８２６号**
東京都足立区西新井１丁目33―４―607
破産者　白井　邦弘
1　決定年月日　平成28年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第１７７号**
愛知県岡崎市上地６丁目18番地
破産者　有限会社コブ
1　決定年月日　平成28年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２７年（フ）第２７１号**
愛知県安城市緑町１丁目２番地３
破産者　株式会社山西塗工
1　決定年月日　平成28年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２７年（フ）第４０３号**
愛知県西尾市米津町蓮台７番地９
破産者　お菓子の杜みどる・すぷーん株式会社
1　決定年月日　平成28年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２８年（フ）第３１号**
愛知県岡崎市稲熊町字８丁目248番地
破産者　有限会社チャーム・プラン
1　決定年月日　平成28年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２７年（フ）第１０４５号**
札幌市白石区米里１条３丁目10番19号
破産者　北日本電装株式会社
1　決定年月日　平成28年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第１６７号**
札幌市白石区本通９丁目北４番１号白石ビル
破産者　株式会社クレフ
1　決定年月日　平成28年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部